

Q & A（よくあるご質問と回答）

Q.01

補助金の対象となる住宅等とは。

自ら居住する住宅、個人又は法人で所有する貸家やアパート、事務所、店舗、法人で所有する社宅、福祉施設、保育所などが対象となります。また、物置、車庫、倉庫、作業場なども対象となります。ただし、《子育て世帯枠》は自ら居住する住宅のみが対象です。

対象となるか迷うときは、木材協会までお問い合わせください。

Q.02

埼玉県外に住んでいるが補助金を利用できるか。

補助対象要件を満たしていれば、埼玉県外在住でも補助金をご利用になれます。

Q.03

埼玉県外にさいたま県産木材を使って住宅を新築する。補助金の対象になるか。

新築する住宅が埼玉県内に所在しなければならないので、補助金の対象にはなりません。

Q.04

自らが施工する場合、補助金の対象になるか。

住宅の内装木質化工事等を申請者自らが行う場合も、補助対象要件を満たしていれば対象となります。ただし、この場合、工事請負契約書面を整えていないことが多く、契約締結日の確認ができません。したがって、提出書類、現地検査等で「令和3年10月1日以降に契約を締結」の要件を満たしているかどうかを総合的に判断させていただきます。

Q.05

国や市町村が実施している補助金等との併用は可能か。

彩の木補助事業は、他の補助金との併用が可能です。併用を考えている場合には、国や市町村等の補助金側（彩の木補助事業でないもう一方の補助事業）が併用可能か必ず確認してください。なお、彩の木補助事業は、埼玉県の補助を受けて実施しています。

Q.06

住宅の新築で過去に彩の木補助事業を利用したが、同じ住宅のリフォームで再度補助金を利用できるか。

彩の木補助事業補助金を過去に受けた住宅等は、重複して補助を受けることはできません。

Q. 07

《子育て世帯枠》の申請が予定数を超えた場合は「抽選」により受け付けるとあるが、落選してしまったときは彩の木補助事業を利用できないのか。

《子育て世帯枠》は、令和4年6月1日から7月29日の間の申請が予定数を超えた場合に、8月1日以降に抽選を行います。当選の方には《子育て世帯枠》の利用予定者として、落選の方には《一般枠》の利用予定者として、通知を差し上げます。したがって、《子育て世帯枠》に落選された方も《一般枠》で彩の木補助事業をご利用いただけます。

Q. 08

《子育て世帯枠》の補助金利用予定者として登録されたとき、完了報告書兼請求書を提出する際に住民票の写しが必要であるとのこと。どのような内容の住民票の写しが必要か。

《子育て世帯枠》の補助要件に該当しているかどうかを確認する書類の一つとして、次の内容の住民票の写しが必要です。

- ①世帯全員のもので、世帯主の氏名と世帯主との続柄が記載されているもの
- ②住所が、住宅を新築（購入）又は増改築した建築（施工）場所のもの
- ③戸籍の表示、個人番号（マイナンバー）、住民票コードの記載がないもの
- ④交付日から3か月以内のもの

Q. 09

交付申請書はどのタイミングで提出するのか。工事着工前でないと受け付けてもらえないのか。

令和3年10月1日以降に工事請負契約（売買契約）を締結していて、令和5年2月28日までに木工事が完了（《子育て世帯枠》の場合は、引渡しが完了）するものであれば、どのタイミングでも申請できます。既に完成し居住している住宅でも補助対象要件を満たしていれば対象となりますが、現地検査にご協力いただく必要があります。

Q. 10

木工事完了とは。

彩の木補助事業の対象となる木（さいたま県産木材）を使った部分の工事の完了を指します。

Q. 11

補助金利用予定者として登録されたが、令和5年2月28日までに木工事が完了（《子育て世帯枠》の場合は、引渡しが完了）できなかった。どうすればよいか。

補助対象要件に該当しないため、補助金の交付を受けることができません。速やかに「利用辞退届」（様式5）を木材協会に提出してください。なお、翌年度もこの事業を継続した場合は、翌年度の補助事業の対象となる場合もあります。



Q. 12

《森林認証材・JAS材枠》の対象となる木材を知りたい。

《森林認証材・JAS材枠》は、施工者、設計者、消費者のみなさまに、森林認証材やJAS材についての理解を深めていただくきっかけとして、今年度新たに設けました。

「森林認証制度」とは、適切な森林管理や持続可能な森林経営が行われている森林と、木材の流通・加工業者を審査・認証し、そこから生産・加工された木材や木材製品に認証機関ごとの独自マークを付けて、区分する制度です。森林認証には、森林を対象としたFM認証（森林管理）と、木材の流通・加工業者を対象としたCOC認証（流通・加工）の2つの認証があります。埼玉県内にはFM認証を受けた森林が約8,000ヘクタールあり、《森林認証材・JAS材枠》ではこの森林から産出され、COC認証を取得した事業者を通じた認証製品を対象とします。森林認証材であることの証拠書類として、完了報告書兼請求書を提出していただく際に、

- ①「さいたま県産木材販売伝票」の該当する木材の「前県産木材認証事業体記号番号（素材生産者の場合は生産地）」欄に「森林認証番号」を記載する又は「森林認証番号」が記載された出荷証明書の写しを添付する。
- ②FM認証及びCOC認証の認証書の写しを添付する。

をお願いします。

「JAS認証制度」とは、JAS規格を制定し、適正に認証・試験・品質表示を行うことによって、品質の改善、生産・販売等の合理化・高度化、取引の円滑化と一般消費者の選択機会の拡大を図ることを目的とした制度です。木材については、製材や枠組壁工法構造用製材などに係る規格が規定されています。《森林認証材・JAS材枠》では、製材に係る規格のうち構造用製材（建築物の構造耐力上主要な部分に使用）の「目視等級区分構造用製材」（節、丸身等、材の欠点を目視により測定し等級区分するもの）、「機械等級区分構造用製材」（人工乾燥処理構造用製材のヤング係数を機械により測定し等級区分するもの）を対象とします。JAS材であることの証拠書類として、完了報告書兼請求書を提出していただく際に、

- ①「木拾い表」又は「さいたま県産木材販売伝票」の該当する木材の備考欄等に「JAS構造用製材」である旨を記載する。
- ②部材ごとに、JASマークが入った写真（土台、柱にJAS材を使用した場合は、JASマーク入りの土台の写真を1枚以上、JASマーク入りの柱の写真を1枚以上）を添付する。

をお願いします。



SGEC:
Sustainable Green
Ecosystem Council
《『緑の循環』認証会議》



FSC:
Forest Stewardship Council
《森林管理協議会》



PEFC:
Programme for the Endorsement
of Forest Certification Schemes
《PEFC 森林認証プログラム》



Q. 13

住宅を新築する。床材にはさいたま県産木材を使うが、それ以外には使う予定がない。新築の補助要件「県産木材の使用割合が60%以上」を満たさないとき、内装木質化で申請できるか。

内装木質化で申請することはできません。新築の場合は「新築」での申請となります。内装木質化は既存の住宅の内装木質化（リフォーム・リノベーション）を対象としています。

Q. 14

RC造（鉄筋コンクリート造）の保育園を新築する。新築する建物の内部を木質化する場合、内装木質化の対象になるか。

RC造等木造以外の建物の内部を新築と同時に木質化する場合、内装木質化の補助の対象となります。建物の構造が、RC造、S造（鉄骨造）等、木造でないことが条件です。木造でない新築マンションの内部を木質化する場合も対象になります。

Q. 15

内装木質化の施工面積の計算方法を知りたい。

厚さが12mm以上ある県産木材を使っていて、かつ、表面が見えている面積を計算します。柱、間柱、巾木等で基準を超えるものは、面積として加算できます。なお、表面にクロスを貼る場合は、基準を超える木材を使っていても、表面が見えていないため面積に含めることはできません。また、小径木の丸みを使い、壁材、天井材として使用した場合は、平均の厚さが12mm以上であれば対象となります。

Q. 16

さいたま県産木材を3立方メートル以上使用して改築する。増改築で計算した補助金額より内装木質化で計算した補助金額の方が大きくなる時、内装木質化で申請してもいいか。

増改築、内装木質化、どちらも補助要件を満たしているときは、どちらで申請しても構いません。ただし、内装木質化で交付申請書を提出したときは、内装木質化で完了報告書兼請求書を提出していただきます。手続きの途中で変更することは認められません。また、内装木質化で補助金の交付を受けるためには、県産木材による施工面積が確認できる図面の添付が必要です。施工面積がわかる図面の添付ができないときは増改築で申請してください。

Q. 17

さいたま県産木材を扱っている材木店を知りたい。
さいたま県産木材認証事業者かどうかを知りたい。

埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。 <https://www.mokkyo-saitama.jp/bpsearch>

Q. 18

補助金事業の実績がある工務店を知りたい。

埼玉県木材協会のホームページに掲載しています。 <https://www.mokkyo-saitama.jp/work/work04>

Q. 20

「さいたま県産木材認証シール」とは。

さいたま県産木材であることが証明された木材に貼られるシールです。



(さいたま県産木材認証シール)

Q. 21

完了報告書兼請求書に添付する写真は、どのようなものが必要か。

次のものがが必要です。確認できない場合は、追加の提出をお願いすることがあります。

・新築・購入のとき

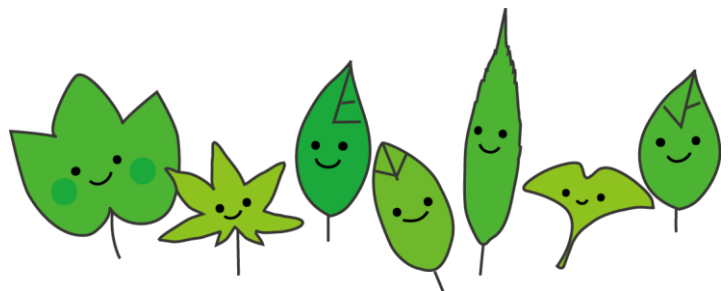
- ①木工事完了時の外観（1～2枚）
- ②木工事完了時の内部で、県産木材の使用状況がわかるもの（さいたま県産木材認証シールの貼付箇所を5～6枚）
- ③《森林認証材・JAS材枠》で利用予定者登録されている方でJAS材を使用しているときは、部材ごとに、JASマークが入った写真（土台、柱にJAS材を使用した場合は、JASマーク入りの土台の写真を1枚以上、JASマーク入りの柱の写真を1枚以上）も必要です。

・増改築のとき

- ①木工事完了時の全体の様子ที่わかるもの（1～2枚）
- ②木工事完了時の県産木材の使用状況がわかるもの（さいたま県産木材認証シールの貼付箇所を5～6枚）

・内装木質化のとき

- ①木工事完了時の県産木材の使用状況がわかるもの（使用箇所ごとにそれぞれ1～2枚）



Q. 22

現地検査のために工事を中断する必要があるか。
現地検査の内容は。

現地検査は30分程度で終了します。現地検査の準備等のために、工事を中断する必要はありません。現地検査は、提出された書類どおりに県産木材が使われているかを確認します。したがって、使用状況が目視できる段階で検査を受けられるよう、ご協力をお願いします。検査日程や工事の都合で目視による確認ができないときは、現地において工事写真による確認をさせていただきます。

Q. 23

補助金を申請者本人以外の口座に振り込んで欲しい。
補助金はいつ振り込まれるのか。

補助金の振込先は、申請者本人名義の口座のみ指定できます。申請者の配偶者等、申請者本人以外の口座には振込みできません。

また、交付決定及び確定通知書がお手元に届いてから通常1週間以内に、補助金を振り込みます。ご指定口座の記帳をするなどしてご確認ください。

